

Q11. セクハラを受けて困っています。こんな被害を受けないようにするにはどうしたらいいでしょうか。

A11. 職場でのセクハラ対策は事業主の義務です。速やかに会社の相談窓口担当者や信頼できる上司に相談し、会社としての対応を求めることが大切です。会社で対応してもらえない場合や社外で相談したいときは、雇用均等室にご相談ください。

事業主は、事業所の方針を明確にして周知・啓発する、相談に応じ適切に対応できる体制にするなど、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために必要な対策を講じることとされています(男女雇用機会均等法第11条)。あなたの職場のセクシュアルハラスメント対策や相談窓口を確認し、対応を求めましょう。